

報道関係各位

件 名 QRコードによる遠隔手話通訳の実施について

1 概要

令和7年2月中旬より飯能市内の地区行政センター等の公共施設(43ヶ所)において、聴覚等に障害がある方が施設の利用や行政手続等について、遠隔手話通訳により手話で会話が可能となり、円滑に意思疎通を図ることができるようになりました。

2 内容

本市は従来より、市役所窓口において遠隔手話通訳サービスを実施しています。また、令和6年4月から「えんかく+（プラス）」を導入し、聴覚等に障害がある方が自分のスマートフォン等で遠隔手話通訳サービスを利用できるようになりました。

この度、同サービスを提供している株式会社プラスヴォイスとの契約内容を拡充し、市内の公共施設において市の窓口と同等の遠隔手話サービスを実施できることになりました。

利用する際、アプリケーションを登録する必要はなく、各施設に設置してあるQRコードを読み込み、簡単な操作で手話通訳オペレーターと会話ができます。「えんかく+（プラス）」の対象ではない市外の方も利用できます。また、災害時に避難所になる施設においては、聴覚等に障害がある方の意思疎通手段の一つとして円滑な情報提供及び利用が図れるようになります。

利用料：無料（利用者のパケット通信をご利用いただきます。）

利用時間：施設の開設時間（午前8時～午後9時までの間）

本市は、令和6年12月24日に障害の有無にかかわらず誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現に寄与することを目的として、「手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。引き続き、様々な施策に取り組んでまいります。

担当者 障害福祉課長
浅見 礼子
連絡先 TEL 042-978-5072